

20040379B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

年金制度の長期的な制度体系のあり方に関する研究

平成15年度～16年度 総合研究報告書

(財) 年金総合研究センター

主任研究者 宮武 剛

平成17年（2005年）3月

「年金制度の長期的な制度体系のあり方に関する研究」研究会メンバー

主任研究者

宮武 剛 (財団法人 年金総合研究センター 客員研究員)

研究者（初年度）

大沢 真知子 (日本女子大学 人間社会学部 現代社会学科 教授)

小野 正昭 (株式会社みずほ年金研究所 年金研究部 部長)

駒村 康平 (東洋大学 経済学部 助教授)

有森 美木 (日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 年金研究所 アナリスト)

山本 克也 (国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部 主任研究官)

北野 敦也 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

中里 幸聖 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

福嶋 和子 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

オブザーバー（初年度）

堀田 聰子 (株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 研究員)

横山 重宏 (株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 主任研究員)

(所属・肩書は平成 16 年 3 月末現在)

「年金制度の長期的な制度体系のあり方に関する研究」研究会メンバー

主任研究者

宮武 剛 (財団法人 年金総合研究センター 客員研究員)

研究者（2年度）

大沢 真知子 (日本女子大学 人間社会学部 現代社会学科 教授)

小野 正昭 (株式会社みずほ年金研究所 年金研究部 部長)

駒村 康平 (東洋大学 経済学部 助教授)

有森 美木 (日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 年金研究所 アナリスト)

山本 克也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 第4室室長)

北野 敦也 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

棚橋 俊介 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

中里 幸聖 (財団法人 年金総合研究センター 主任研究員)

オブザーバー（2年度）

横山 重宏 (株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 主任研究員)

(所属・肩書は平成17年3月末現在)

目 次

I. 総合研究報告書

研究概要	2
はじめに	7
1. 2003 年度の研究成果	8
2. 2004 年度の研究成果	10

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

特になし

III. 研究成果の刊行物・別刷

特になし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
(総合) 研究報告書

年金制度の長期的な制度体系のあり方に関する研究

研究期間＝2003年－2004年
研究年度＝2003年－2004年

主任研究者 宮武 剛（財団法人年金総合研究センター客員研究員）

研究概要

【研究要旨】

2年に亘って実施した本研究の、各年度における研究内容は以下のとおりである。

2003年度は、現行の年金制度体系の長所、短所や年金改正案の持続可能性を歴史的な論争、制度の現状と先行き、主要先進国の年金改革との比較などを通じ検討した。この検討の結果は、長期的な年金制度の最大課題は「新しい働き方」「新しい生き方」に対応可能な設計・運営であるかどうかということであり、要するに制度の若い担い手たちの信頼を得ることである、という結論にたどり着いた。また、2004年の年金改正案では国民年金に多段階保険料免除を設け、支払能力への配慮を加えたことを踏まえ、現行制度・所得比例一本化方式等の制度で一定の仮定条件を与えての簡素な財政シミュレーションを実施・比較した。その結果、所得代替率やジニ係数などの尺度をみると中間所得層の給付水準や平等性について現行制度の相対的な有効性を確認できた。

2004年度は、前年度の結果を受け、若い世代の価値観の変化や非典型労働者の急増に象徴される被保険者の変容などを踏まえ、負担と給付がより密接に連動する新しい制度体系の再構築は是か非か、さらに、その実現性の可否を検討した。これは、国庫補助等に頼る余り、いわば「もらう年金」と化した現状から、応能負担・必要給付という本来の共助システム（自助の共同化）として「受け取る年金」へと、社会保険原理を取り戻す試みと言える。具体的には自営業者も含めた一元化（代表例は所得比例一本及び最低保証年金の補完）を想定し、NDC型の導入、応能負担の強化、最低保証水準の設定、国庫負担の見直し、それに伴う給付水準の変化を概観できるシミュレーションに取り組んだ。

もちろん自営業者を含む所得比例一本化等への変更には年金制度はもとより制度の枠内に納まらない障壁があることも精査した。しかし、この作業を通じ現行体系を維持する場合でも、NDC型要素を加えることで、負担と給付の連動や新たな財政検証方法の開発を図る道筋を提示し、その導入可能性と諸課題を分析・整理した。ただし、これらを制度として仕組むには、より綿密な検討が必要であり、また、国民の十分な理解を得る必要がある。更に、実施体制やシステム構築といった実務面まで含めると、十分な時間をかけた慎重な検討が必要である。

A. 研究目的

本研究では、平成 16 年の年金制度改正を、恒久的に継続可能な年金制度構築のための第一ステップと位置づけている。その上で、各テーマに沿った海外年金制度の横断的な検証と、国内外既存調査のサーベイによる論点の整理を通じ、経済と社会の過渡期にも柔軟に対応できる、次世代（2004 年の次期改正に向けた）年金制度と社会構造のあり方の研究を目的とする。

B. 研究方法

2003 度においては、環境変化の不確実性に柔軟に対応することができる、恒久的に安定した制度構築の条件を明らかにするため、海外年金制度の横断的な調査と、既存調査のサーベイを通じた研究を行った。具体的には以下の通り。

① 基本的な論点（テーマ）としては下記のもので取り組んだ（順不同）。これらについて、わが国の年金制度の経緯と、海外の状況調査（文献・実地）を踏まえ研究を進めた。なお、海外制度の調査は国の枠にとらわれずにテーマに沿って横断的に実施した。

- 抱出建てと給付建て
- 1 階と 2 階の構造
- 賦課と積立の比重
- 税財源の投入方法
- 公的扶助と年金との関係（最低保障水準等）
- 雇用形態の多様化への対応

※実地調査は、英独の年金改革について 2003 年 9 月に実施。

② 上記研究結果を前提として、制度改革の定量的なイメージを把握するために、所得比例一本等の簡素なシミュレーションを

実施し、現行制度との所得階層別の影響度合を比較した。

なお、上記に関して、定期的な全体研究会、有識者ヒヤリングを開催して進行した。全体研究会は計 9 回実施した。

2 年目に当たる 2004 年度は、初年度に明らかになった各テーマにおける研究成果をもとに、各テーマについて更に時間をかけて討議・研究を深めた。さらに初年度の成果に沿った形で、制度具体化のために下記のテーマについて調査・検討した（順不同）。

① 初年度の成果に沿った形で、制度具体化のために下記のテーマについて調査・検討した（順不同）。

- 年金制度の理想形と実現可能性の検討
- 年金制度の変遷を踏まえた今後の制度体系のあり方
- 海外の動向を踏まえた年金制度改革のあり方
- NDC 型要素の導入
- 公私の役割分担
- 働き方・生き方の構造変化と年金制度のあり方
- 自営業者も含めた一元化を含む所得比例一本化への制度体系変更の可能性

② 現行年金制度の方式に対する NDC 型の改革のシミュレーション・所得比例一本化方式にした場合の補完的シミュレーションを実施し、実現可能性を比較した。

なお、上記に関して、定期的な全体研究会、有識者ヒヤリングを開催して進行した。

全体研究会は計8回実施した。

(倫理面への配慮)

一般の研究における倫理性と同等の配慮のもと研究を実施した。

C. 研究結果

自営業者を含む一元化については年金制度の枠内には納まらない難問が多い。一方、現行体系を維持する場合でも、NDC型要素などを加えることで、負担と給付の運動や財政検証の強化により制度の若い扱い手達の信頼を高める道筋を示せると考える。

まず2003年度の研究におけるシミュレーション結果からは、中間所得層における世帯別（第2号被保険者と保険料支払い義務のないパート収入にとどまる第3号被保険者）の所得代替率を概算すると、①現行制度が最も高く、以下は④最低保証付き所得比例と⑤2段階ベンドポイントは同程度、②所得比例一本化、③国庫負担なし所得比例の順になった。さらに分配の不平等度を示すジニ係数で見ると、②と③の不平等性が高く、以下は⑤、④、①の順であった。中間所得層の給付水準や平等性について現行制度の相対的な高さが裏付けられた。

次に2004年度の研究におけるシミュレーション結果から、NDCへの移行については、経年的に運営可能であることが示され、また、制度的にも拠出した保険料見合いの給付という面がより明確になり国民の納得感が得られると考える。

公私の役割分担については、公的年金と私的年金を足し合わせた尺度の必要性や、公的年金がスリム化していくことや年金制度のリスク分散の観点から、私的年金を充実して公私のバランスをとる方向に進む必要があると考える。

働き方や生き方の構造変化に対する年金制度の対応としては、人々の働き方や生き方（家族形態等含む）の選択に対し、年金制度がなるべく中立的であることが全体的な方向性と考える。就業形態については、今後ますます多様化していくと予想され、制度を一元化し、統一的に運用する方が合理的と思われる。

D. 考察

2004年度の研究により将来的な制度体系の方向性として、一元化、NDCの二つの要素が考えられることが明らかになった。ただし、実現にはさらなる検討が必要である。

一方、公私の役割分担としては私的年金を充実して公私のバランスをとる必要があり、私的年金充実策の方向性も整理された。

働き方・生き方の構造変化については、現在の構造変化を把握し、年金制度とのミスマッチを整理した。このミスマッチについては、年金制度の枠を超えて検討を深めていくことにより、長期的な年金制度の課題に応えていくことが可能と考える。

E. 結論

本研究により、初年度は、制度の安定性と信頼性を高めるため最大課題は「新しい働き方」「新しい生き方」にいかに応えるか、つまり制度の浮沈は若い扱い手たちの信頼を得られるかどうか、にかかっていることを確認し、この観点から現行制度体系の是非と将来のあり方を考察した。

2年目の2004年度は、若い世代の価値観の変化や非典型労働者の急増に象徴される被保険者の変容などを踏まえ、負担と給付がより密接に連動する新しい制度体系の再構築は是か非か、さらに、その実現性の

可否を検討した。これは、国庫補助等に頼る余り、いわば「もらう年金」と化した現状から、応能負担・必要給付という本来の共助システム（自助の共同化）として「受け取る年金」へと、社会保険原理を取り戻す試みと言える。具体的には自営業者も含めた一元化（代表例は所得比例一本及び最低保証年金の補完）を想定し、NDC型の導入、応能負担の強化、最低保証水準の設定、国庫負担の見直し、それに伴う給付水準の変化を概観できるシミュレーションを取り組んだ。

もちろん自営業者を含む所得比例一本化等への変更には年金制度はもとより制度の枠内に納まらない障壁があることも精査した。しかし、この作業を通じ現行体系を維持する場合でも、NDC型要素を加えることで、負担と給付の連動や新たな財政検証

方法の開発を図る道筋を提示し、その導入可能性と諸課題を分析・整理した。ただし、いわばデッサンを描いた段階であり、制度化に向けては租税制度、労働法制等に視野を広めた検討や実施体制・システム構築という実務面での作業を加えていかなければならない。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

(財) 年金総合研究センター「年金と経済」24巻2号・2005年に掲載予定

H. 知的財産権の出願・登録状況

特に予定なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
年金総合研究セ ンター	年金制度の長期的な 制度体系のあり方に 関する研究概要（予 定）	年金と経済	24巻2号 (予定)		2005年

はじめに

少子高齢化と低成長経済の時代を迎え、公的年金制度はいかにわが国的新時代に対応していくべきか。わが国における社会保障給付は、財政支出の大半を占めている。その中でも年金給付は非常に大きな存在感を示している。この年金制度を長期的に安定した制度にすることはわが国の当面の重要課題であることは既にご案内のとおりである。さらに、毎度のことではあるが、特にこの2004年の年金改正においてはその内容に関して様々な報道や論評がなされ、ようやく多くの国民も年金の存在意義やそこに横たわる大きな課題の存在を認識するに至ったことであろう。

「いかに長期的に安定した年金制度を構築するか」という非常に重要な課題に取り組むことが2003年度から2年計画で実施した本研究の目的であった。そのために初年度である2003年度は、当時の翌2004年の年金改正案を上記の問い合わせに対する回答のひとつと受け止めながら、その後の改正も睨みつつ、さらに長期的な視点から制度体系のあり方について討議を重ねた。まず現行体系の長所、短所や年金改正案の持続可能性を歴史的な論争、制度の現状と先行き、主要先進国の年金改革との比較などを通じ検討した。次に負担・給付・両者のリンクについて考察を進め、社会保険原理による従前所得保障と、税財源による最低生活保証とを明確に区分する「新たな国民皆年金」体制を想定し、いく通りかの財政シミュレーションを試みた。

第2年度である2004年度は応能負担の保険原理を重視し、自営業者も含めた一元化を含む所得比例一本化への制度体系変更は可能かどうかという点を念頭に置きながら、更に海外の状況、あり得べき制度の姿、シミュレーションの手法等、を検討しその課題や条件を精査し、シミュレーションを試みた。そして、年金制度の信頼性を高め、長期的な安定性を高めるためには、「もらう年金」から「受け取る年金」への転換が重要との考えを基本とした。

詳細な研究成果及び考察は以下の記述と各年度の研究成果について述べた総括研究報告書に譲るもの、簡単に結論を述べれば、まずわが国の2004年改革はパラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の混在した段階にあると言え、日本の次の年金改革においては、2004年改革によって長期にわたって社会保障年金制度が成り立つかを検討する必要があるとともに、パラメトリックな改革に拘らず、かなり抜本的なパラダイマティックな改革についても十分に議論を重ね、実行に向けた現実的な制度案を検討することも必要と考える。その一つの案として、NDC型の導入は、制度運営が比較的円滑になる利点がある。給付算定の複雑な調整が不要、支給開始年齢の問題が明示的に扱われない、勘定残高の管理によって個人の引退行動に中立な仕組みが提供されるなどの点が、制度改革への抵抗を弱める方向に働く。その意味で、現行の2階建ての給付構造の場合にも、NDCの仕組みを取り入れることも有力な案と考える。

また、当研究では（公的）年金制度体系そのものに対する提言のみならず、公私の役割分担のあり方や、働き方・生き方と年金制度のあり方にも言及し、幅広く今後の課題

の提示やそれに対する提言を示した。

以下、本報告書では、2003年度と2004年度の研究成果について順に述べるが、この一連の研究は連続したものであり、2004年度の研究成果にて一応の結論を提示することに成功したものと考える。

1. 2003年度の研究成果

(1) 新しい働き方・生き方に対応可能な制度への動き

(当時の)翌2004年の年金改正案を「いかに長期的に安定した年金制度を構築するか」との問い合わせに対する回答のひとつと受け止めながら、その後の改正も睨みつつ、さらに長期的な視点から制度体系のあり方について討議を重ねた。まず現行体系の長所、短所や年金改正案の持続可能性を歴史的な論争、制度の現状と先行き、主要先進国の年金改革との比較などを通じ検討した。この検証の結果は、長期的な年金制度の最大課題は「新しい働き方」「新しい生き方」に対応可能な設計・運営であるかどうかということであり、要するに制度の若い担い手たちの信頼を得られなければ、年金の将来もない、という結論にたどり着いた。

雇用の流動化・多様化は、非典型労働者（短時間・派遣・臨時・業務請負・呼び出し等）の激増、被用者と自営業者間の移動、ベンチャービジネスやNPO（非営利民間団体）に代表される経営者・運営者と被用者・従事者の未分化傾向などをもたらした。これらの働き方は、自営業者らの国民年金、被用者の厚生年金・共済年金という枠組みに納まり難く、新しい受け皿が必然的に必要となってくる。

一方で、個々人のライフスタイルも激変した。とりわけ女性たちの高学歴化、社会進出に伴う自立志向は、未婚・非婚・既婚・離婚、育児・介護による離職・再就職などを問わない柔軟かつ平等な制度設計と運営を迫ることとなる。それは、被用者年金制度の個人単位化を促す動向へ繋がっているといえよう。

これら「時代の要請」を現行の制度体系のままで吸収できるのか、制度そのものを建て直す「パラダイマティックな改革」で対応すべきなのか、多角的に探求する段階を迎えた。

(2) 新しい年金制度体系に対する考察

男女ともに自立を目指しつつ、豊かで安定した社会を築くために、社会連帯を基盤とする社会保険方式の意義と機能は、ますます重要になっている。年金制度はまさに、その典型であり、「応能負担・必要給付」の社会保険原理を基本に一定の所得再分配を加えながら、個々人が世代を超えて自分自身と他者の老後の所得保障を確保する「共助」（互助）である。このシステムを維持・強化したいと考えた。

だが、負担と給付のリンクの現状は、現行体系下で適正かどうかについては再考を要する。とりわけ「国民皆年金保険」の基盤である国民年金は、負担面では社会保険原理に適合しない定額負担の矛盾、給付面では所得比例部分を含め給付水準の高低を問わない一律の国庫負担投入への疑問、基礎年金拠出金という財政調整の限界、未納者の激増などの難問を抱える。この基盤の脆弱性が被用者年金制度に及ぶ恐れもある。

長期的な年金財政の安定と、新しい働き方・生き方に対応可能な制度設計を考える時、負担と給付の連動を強める所得比例一本の体系へ切り換えることは非や、移行条件の有無は検討に値する。その際、社会保険方式の最大の弱点である無年金者の発生や、現役時代の所得格差と年金格差との直結を防ぐため租税による補足的な「最低保証年金」をセットで考えることが妥当であろう。

現行体系が抱える弱点や矛盾の克服策のひとつとして、社会保険原理による従前所得保障と、税財源による最低生活保証とを明確に区分する「新たな国民皆年金」体制を想定してみた。

2004年の年金改正案では国民年金に多段階免除を設け、支払い能力への配慮を加えた。言い換えると応能負担の体系へ近付ける試みが始まりつつある、とも解釈できる。さらに踏み込んで、所得比例一本の体系に切り換えた場合、基礎年金の定額給付、その給付に対する国庫負担3分の1という所得再分配機能の喪失により低所得層、中間所得層、とりわけ女性の給付水準が大幅に低下する、との指摘がある。このため一定の条件で①現行制度、②定額給付の基礎年金廃止・所得比例一本化、③基礎年金の国庫負担分なしの所得比例、④国庫負担分を最低保証給付に充てたうえ所得比例、⑤2段階ベンドポイント方式という5通りのシミュレーションを試みた。

結果は、中間所得層における世帯別（第2号被保険者と保険料支払い義務のないパート収入にとどまる第3号被保険者で最低保証年金の対象）の所得代替率を概算すると、①現行制度が最も高く、以下は④最低保証付き所得比例と⑤2段階ベンドポイントは同程度、②所得比例一本化、③国庫負担なし所得比例の順になった。さらに分配の不平等度を示すジニ係数で見ると、②と③の不平等性が高く、以下は⑤、④、①の順であった。現行制度下における中間所得層の給付水準や平等性の相対的な高さが裏付けられた。

世代間扶養という賦課方式の要素を次第に弱め、できる限り世代間の負担と給付の公平性を図るのも重要な課題である。現に2004年改正案は「マクロ経済スライド」による給付調整策で、この方向性を打ち出している。

その他、平均余命の伸びや年金現価率の上昇により同じ支給開始年齢では後の世代ほど給付水準は抑制される仕組みにすることも検討に値する。つまり年金額を維持したい場合は、個々人の判断で引退年齢を引き延ばす選択肢を設ける方策である。これも2004年改正案が70歳台にも「在職老齢年金」を適用し（ただし、保険料は賦課しない）、実質的に「老齢年金」から「退職年金」へ切り換えつつあるとの共通性がある。

このように初年度は、わが国の年金制度の過去と現状、2004年・年金改正案と近未来像などを把握しつつ、スウェーデン、ドイツ、イギリス等の年金改革との基礎的な比較研究の上に立って様々な研究課題を設定し、検討を深めた。

2. 2004年度の研究成果

(1) わが国の年金制度体系の長期的な方向性

2年度目は昨年度の結果を踏まえ、応能負担の保険原理を重視し、自営業者も含めた一元化を含む所得比例一本化への制度体系変更は可能かどうかという点を念頭に置きながら、更に海外の状況、あり得べき制度の姿、シミュレーションの手法等、を検討しその課題や条件を精査した。そして、年金制度の信頼性を高め、長期的な安定性を高めるためには、

「もらう年金」から「受け取る年金」への転換が重要との考えを基本とした。しかし、自営業者を含む一元化については年金制度の枠内には納まらない難問も多く、また、この作業を通じ現行体系を維持する場合でも、NDC型要素などを加えることで、負担と給付の連動や財政検証の強化により制度の若い担い手達の信頼を高める道筋を示せるのではないかと考えた。

つまり、将来的な制度体系の方向性として、一元化、NDCの二つの要素が考えられ、本研究ではそれらについて導入可能性と諸課題について整理、検討した。一元化、NDCともわが国の年金制度体系に導入するには乗り越えるべき重大な課題があり、直ちに適用することは困難であるが、長期的な視野に立って導入を検討していくべきである。また、現行制度体系を踏まえるとNDCの要素を取り入れる方が比較的早く実現できると考える。

ただし、本研究はそのいわばデッサンを描いた段階であり、制度化に向けては租税制度、労働法制等に視野を広めた検討や実施体制・システム構築という実務面での作業を加えていかなければならない。

(2) わが国の年金制度体系の長期的な方向性に関する提言等

①年金制度の変遷と理念に関する主な提言

わが国の公的年金制度の歴史的経緯や諸外国の年金改革の動きを整理した上で、財政規律的な観点を中心に、一元化やNDCの方向性を検討した。

- まず過去の教訓を踏まえた今後の年金制度運営のための理念として、
- 世代間の移転を圧縮すること。
- 短期的な視点に立った政治介入から独立していること。
- 政府と国民が年金に関する情報を共有し、国民が理解しやすい制度であること。
- 出生率・寿命などの人口予測や経済予測の誤差について、自動的に調整できる機能があること。

○産業構造、就業行動の変化というリスクに備え、制度一元化を図ること。

○基礎年金の機能を明確にすること。

を掲げた。

また、タイポロジーの観点からすれば、わが国の2004年改革はパラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の混在した段階にあると言える。日本の次の年金改革においては、2004年改革によって長期にわたって社会保障年金制度が成り立つかを検討する必要があるとともに、パラメトリックな改革に拘らず、パラダイマティックな改革についても十分に議論を重ね、実行に向けた現実的な制度案を検討することも必要と考える。

パラダイマティックな改革として、NDC型の導入は、制度運営が比較的円滑になる利点がある。給付算定の複雑な調整が不要、支給開始年齢の問題が明示的に扱われない、勘定残高の管理によって個人の引退行動に中立な仕組みが提供されるなどの点が、制度改正への抵抗を弱める方向に働く。その意味で、現行の2階建ての給付構造の場合にも、NDCの仕組みを取り入れることも有力な案と考える。

NDCでは、拠出した保険料が仮想口座に付与され、一定の仮想利息により累積したものが給付原資となる。前述の、現行の2階建ての給付構造のまでのNDC導入は、拠出時点で再分配を行うということであり、被保険者全体でみた場合の保険料の総額とNDCへの総付与額が等しくなることをイメージしている。

NDC型の制度の場合、「仮想勘定に付利する利率の設定基準」、「引退時に勘定残高を年金に転換するための除数(divisor)の設定基準」の二つの論点がある。前者については、基準となる利率は、平均賃金の上昇率－人口(公的年金被保険者数)減少率、あるいは総賃金の増加率を付与利率の基準とすることが妥当と考える。後者については、除数は、(実質賃金上昇率(=賃金上昇率－物価上昇率)－人口減少率)を予定利率として設定されるが、スウェーデンのように実質賃金上昇率に相当する率(=年1.6%)を固定化してしまうことも考えられる。なお、クレジットの設定は、将来分の配分と移行時点の開始残高とに分けて考える必要がある。

現行制度にNDC的な考え方を導入した上で一定の財政規律を確保しようとした場合、具体的には以下のとおりとなるが、財源および財政的な側面から、最低保証のあり方または基礎年金の機能の明確化が大きな課題となる。この点については、更なる検討が必要と認識している。

○制度の基本をNDCとする(NDCは所得比例に一本化する場合でも、現行の2階建て給付構造の場合でも可能)。

○最低保証額を設けて、NDCによる年金がこの額に達しなければ、差額を支給する(所得比例一本化の場合)。基礎年金の水準を最低保証のような意味のあるものに確保する(2階建て構造の場合)。

○最低保証額の改訂あるいは基礎年金の改定はマクロ経済スライドの対象としない。

○遺族、障害給付を別制度とする(保険料と給付との関係が弱い同給付を一般財源からの給付に分離するのも1つの考え方)。

○仮想利息は賃金上昇率－被保険者減少率、支給開始後のスライドは物価上昇率とする。

- 国庫負担は、最低保証額との差額部分及び遺族障害給付(及び子への加給年金や育児休業等期間の保険料)に振り向ける。
- NDC部分に自動均衡機能を適用する。

②年金制度体系の数値的検証における主な示唆

上記①の内容を踏まえて、わが国にNDCが導入された場合の数値的検証を実施した。年金の制度改革を実現するためには経過措置の適否が鍵を握るが、経過措置が経年に問題なく推移するかを確認する作業は重要である。ここで実施した経年シミュレーションには限界があることを念頭に置く必要があり、制度改革の実現を検討するには更に諸前提を詰める必要がある。しかし、計算結果からは経年に見て対応可能であることが示唆される。

NDCへの移行については、シミュレーション結果から経的には運営可能であることが示され、また、制度的にも拠出した保険料見合いの給付という面がより明確になり国民の納得感が得られると考える。

③公私の役割分担のあり方に関する主な提言

私的年金の中でも主に企業年金を中心に歴史的経緯や役割を整理し、被用者を念頭に老齢年金における公私の役割分担のあり方を検討した。

公的年金が今後も退職後所得の基盤・中核の役割を果たす一方で、私的年金は退職後所得の補完的な役割を果たし、その重要性が増していくと考える。その際、公的年金と私的年金を足し合わせた尺度の必要性や、公的年金がスリム化していくことや年金制度のリスク分散の観点から、私的年金を充実して公私のバランスをとる方向に進む必要があると考える。

私的年金充実の方策は、拠出段階での税制優遇や私的年金制度そのものの拡充によって対応がなされるべきである。具体的には年金課税を実質的にEETにすることの検討や、さらに一步進んで横断的・統一的な税制の構築の検討が説得力の強い政策となるが、まずは既存の制度の改善・整備を進めることが第一と考える。確定給付型の企業年金については概ね整備されてきていると考えられるため、今後は確定拠出年金(DC)の拡充により力を入れるべきであろう。

この他、以下の点についても検討する必要があると考えられる。

- 公的年金のスリム化とそれを補完するためのスキーム等の提供はセットでなされる必要がある。
- DCについては、平均余命がますます伸張する中で、積み立てた年金原資をどのように取り崩していくのか(年金化)についてもさらに議論する必要がある。
- 私的年金の重要性がますます高まり、公的年金の代替・補完機能が強化されている中で、私的年金の比重が高くなれば、私的年金全般についても年金権分割を認めることを検討する必要もある。

④働き方・生き方と年金制度のあり方に関する主な提言と今後の展望

働き方や生き方（家族形態等含む）の多様化の進行及び意識変化と現行の年金制度との間にミスマッチが生じている部分があるとの認識の下、就業形態の多様化、家族形態との関係、雇用主負担のあり方などについて整理し、年金制度の対応を検討した。

年金制度の対応としては、人々の働き方や生き方（家族形態等含む）の選択に対し、年金制度がなるべく中立的であることが全体的な方向性と考える。ただし、次世代育成に関しては、社会全体の存続に関わるテーマであり、より積極的対応が必要と考える。しかしながら、年金制度として対応可能な範囲は限られよう。

具体的な検討の方向性としては、以下の通りである。

- 就業形態は今後ますます多様化していくと予想される。こうした多様化の内容を事前に把握することの限界も考えると、制度を一元化し、統一的に運用する方が合理的と思われる。
- ただし、自営業者等も含めた無差別の一元化については、年金制度の枠内には納まらない難問も多く、労働問題や所得把握問題なども含めて総合的な検討が必要である。
- 現実的な対応としては、まずは実質的な被用者であるにも関わらず、現行制度の第1号被保険者や第3号被保険者となっている者について、要件の見直しなどにより現行制度の第2号被保険者の制度を適用できるように制度の改善を図るべきである。
- 現在の日本の年金制度は、無償労働による貢献について、現在働いていない専業主婦（あるいは年収が130万円未満の妻）の無償労働のみが評価の対象となっており、そのような第3号の仕組みを改める必要がある。
- 今後とも繰上げ支給制度の継続が必要と思われ、さらに進んで、年金受給開始年齢を個々人で選択できるような制度がより望ましいと考える。その際、受給開始年齢が遅いほど受給月額が多くなるような調整をすべきである。一方、受給開始可能な最若年齢については基準を設けるべきである。
- 実質的に雇用している者について、雇用形態に関わらず、支払賃金の標準報酬月額相当部分について、雇用主は保険料負担をする制度とすべきである。
- 雇用主負担の保険料率については、当面は標準報酬月額に対する保険料率を労使折半とするが、将来的には料率を勘案の上、標準報酬月額上限超の部分についても雇用主の負担を検討する。

いずれにせよ④におけるテーマについては、年金制度のみでは対応しきれない問題が多い。しかし、上記に列挙したような方向性で年金制度の枠を超えて検討を深めていくことにより、長期的な年金制度の課題に応えられるものと考える。

平成17年3月

(財)年金総合研究中心 報告

H16-8